**平成２５年（フ）第２６８号**
和歌山県海南市日方830番地の５
破産者　株式会社ワセン
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第１１号**
島根県江津市波子町イ915番地
破産者　中村　哲士
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

**平成２５年（フ）第１３号**
島根県浜田市熱田町1507番地１
破産者　有限会社ドリームハウス
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

## 破産手続終結

**平成２３年（フ）第３３０号**
静岡県伊東市大原３丁目12番９号
破産者　斉藤設備工業株式会社
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２１年（フ）第１０５号**
三重県津市河芸町浜田1397番地14
破産者　有限会社横山運送
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第９６９号**
広島市安佐南区高取南２丁目14番７号
破産者　有限会社サンリツ
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２４年（フ）第１５０号**
北海道苫小牧市有明町２丁目１番10号
破産者　三津橋浩二
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２３年（フ）第６６０号**
埼玉県戸田市上戸田４丁目17番８―903号、開始決定時の住所埼玉県越谷市東越谷１丁目５番地９
破産者　森田　勇司
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第１６８４号**
福岡県太宰府市五条２丁目12番14号光源アパートＡ７号、前住所福岡県太宰府市吉松２丁目３番７号
破産者　衛藤　英一
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第９８９号**
神奈川県藤沢市本藤沢５丁目８番３号
破産者　三角　千春
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第４７１号**
石川県かほく市高松キ５番地
破産者　小山　廣助
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２５年（フ）第８４号**
和歌山市手平６丁目３番６号
破産者　西岡　敬悟
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第１６９号**
広島市安佐北区落合３丁目３番９号
破産者　山本　　豊
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第３１２号**
広島市西区鈴が峰町38番４―204号、開始決定時の住所広島市安佐南区大塚西３丁目３番45―110号
破産者　杉山　伸生
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第３１３号**
広島市西区観音町16番６―1102号
破産者　杉山　美惠
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第３３号**
長野県飯田市南常盤町727番地29
破産者　小林　範次
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

**平成２４年（フ）第７１号**
滋賀県東近江市小脇町1238番地３
破産者　タキショー機工販売こと　瀧上　松雄
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

**平成２４年（フ）第６２２８号**
大阪府寝屋川市明徳２丁目５番３―101号、前住所大阪府寝屋川市寝屋新町13番１―718号
破産者　奥田　絹江
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部